

[事案 2020-149] 利息支払請求

・令和3年8月31日 和解成立

<事案の概要>

契約取消による既払込保険料の返還にあたり、市中金利相当額の利息の支払いがないことを不服として、利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年9月に契約した終身保険3件および学資保険、ならびに平成29年6月に契約した終身保険について、保険会社に契約取消を求めたところ、令和2年4月に各契約が取り消された。しかし、以下等の理由により、返還される既払込保険料について契約期間に対応する市中金利相当額の利息を支払ってほしい。

- (1)各契約は、募集人から十分な説明を受けずに、意向に合致しない不要な契約をさせられたものであった。
- (2)本契約を締結しなければ、保険料相当額を信用金庫に預け、利息を受け取ることができた。

<保険会社の主張>

早期解決の観点から、和解するために既払込保険料を返還したが、各契約はいずれも有効に成立しており、当社は法的に契約を取り消す義務は負っていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。